

市民活動総合保険について

【対象となる活動】

5人以上の市民等で構成された団体（自治会、地区社会福祉協議会、いきいきサロン、子ども会など）による地域活動、ボランティア活動、防犯活動など公益的な活動で起こった事故

（事前に計画されており、原則無報酬の活動が前提です。また、活動の準備・片付けや活動場所への行き帰りでの事故（※車が関連する事故を除く）も対象となります。）

補償対象になる活動か分からない場合は、四日市市役所
市民協働安全課までご連絡ください。（電話：059-354-8179）

【対象となった具体例】

- 自治会での草刈り中ハチに刺されたり、鎌で手を裂傷した
- 草刈り機を使っていたところ石がはねて近くの道路を走行していた第三者の車に当たり窓ガラスが割れた
- 地区の夏祭りでやぐらを組み立てるときに転落した（準備や後片付けも対象です）
- 地区のふれあいサロンが主催するいきいき健康体操に参加し気分が悪くなり、熱中症と診断された
- 地域での防犯パトロール活動中にバランスを崩して倒れ、骨折した
- 自治会として県外に視察に行ってバスの乗り降り中に転倒した（市外での事故も対象です）
- 老人クラブでグラウンドゴルフをしていたところ、腱が切れた
- ゴミ当番中に割れたガラスを触りケガをした
- 組長会議に参加する際に公民館の玄関で転落して骨折した
- 地区の運動会、ドッジボール大会で突き指した
- 自治会の防災訓練でケガをした
- 地区の文化祭で食中毒が発生した（営利目的でないものに限り）
- 子ども会のキャンプで食事の準備中に火傷した



【対象とならない活動】

○謝礼、日当など報酬をもらっている有償ボランティア

→ただし、弁当代、交通費など実費相当のみの場合は対象です

○神社で開催する祭りに参加してケガをした

→虫送り、子どもみこしなど「神社やお寺がないと成り立たない」行事は宗教行事とみなされ対象外です。一方、神社で行わない地区の盆踊りなどは世俗的なものとなっているため宗教行事とみなしません

○1人で近くの空き家から伸びていた木を切っていたところケガをした

→公益的であっても、団体として事前に計画されておらず、個人として突発的に行ったものは対象外です

○地区の運動会で観覧していたところ転倒した

→観覧・応援・見学している人は参加者とみなされないため対象外です。ただし、従事者が運んでいたものが観覧者に当たってケガをした場合は賠償保険の対象になる場合があります

○親睦目的の活動（趣味のサークル活動、お酒を飲みながらの視察など）

→公益的な活動が補償対象です

○スポーツ少年団など、競技を目的としたスポーツ活動

→スポーツ団体・目的は対象外です。ただし、地区の運動会やグラウンドゴルフは交流を深めるといった公益的な目的のため対象です

○自動車によって引き起こされた事故

→いわゆる交通事故は対象外です。ただし、歩いて移動中に停まっている車にぶつかってしまったなどは対象となる場合があります

○他覚的症状のないむち打ち、腰痛

→医師の診断ができない自覚症状のみの場合対象外になる可能性があります

○子ども会のドッジボール大会に向けた練習

→大会自体が公益的なもの（補償対象）であっても、練習は技能の向上を目的としているため対象外です。

○チェーンソーによって引き起こされた事故

○自然災害によって引き起こされた事故